

## 【1999年12月24日】厚生年金基金の代行部分返上についての具体的提案

日本経営者団体連盟

平成11年12月24日

日本経営者団体連盟

### 厚生年金基金の代行部分返上についての具体的提案

はじめに

日経連は、平成10年5月の「今後の企業年金のあり方についての提言」および同年9月の「年金改革の基本方向」(提言)において、既設基金の代行部分の国への返上を認めること、代行なし基金制度を創設すること、等の考え方を取りまとめ、公表した。

一方、現在、企業会計制度の見直しが進められており、その中で代行部分については平成12年4月から企業の退職給付債務に含めることとされたことに伴い、代行部分の返上を求める企業の声が高まってきている。

そこで、日経連では、代行返上の必要性や返上する場合の具体的な提案を以下の通りまとめた。

厚生省及び関係機関において、これらを参考に、返上の具体案を検討する場を設け、平成13年3月期決算に間に合うように具体的立法措置を講ずるよう期待する。

#### 1. 代行部分の返上の必要性

(1) 厚生年金基金制度は、昭和41年の制度発足から30年余を経て、基金数1,857、加入員数1,211万人、積立金規模51兆2800億円(平成11年3月末現在)と大きな発展を遂げるなど、適格退職年金とともに、企業年金制度の普及に寄与してきた。

(2) しかしながら、バブル経済崩壊後、事情は大きく変化した。すなわち、日本経済は長期に亘り低迷し、長期国債金利が1~2%程度と、歴史的な超低金利の運用環境の下で、厚生年金基金は予定利率と実現利回りとは長期間大幅に乖離し、巨額の利差損が発生している。

(3) こうした中で、厚生年金本体の平成11年財政再計算における予定利率の引下げ(5.5%→4.0%)に伴い、厚生年金基金の予定利率も、本来引下げなければならないが、今回は厚生年金保険料率の引上げの凍結によって、免除保険料率、最低責任準備金が凍結となり、代行部分の予定利率は基本的に従業のままとされることになった。

しかし、この凍結措置がいずれ解除され、代行部分の予定利率も引下げられることになれば、代行部分の積立金に巨額の積立不足が発生することになる。

その上、新しい企業会計基準の導入により、企業年金部分のみならず代行部分の積立不足まで、企業の退職給付債務として認識されることになるため、企業評価に、さ

らには資金調達コストの上昇などにより、企業収益に大きな影響を受けることが予想される。

(4) 企業にとっては、巨額の利差損の補填が大きな負担となっており、その負担に耐えきれず解散する基金も増えている。平成6年度から平成10年度までの間に41基金が解散している。特に、利差損が、企業年金部分(プラスアルファ部分)はもとより、公的年金の一部であり、厚生年金基金の積立金の半分以上を占める代行部分にも発生しており、この代行部分にも企業負担が追加して生ずることが、事態を一層深刻なものとしている。

(5) 以上のような厚生年金基金制度の本質的問題が生ずるのは、現行の厚生年金基金制度が、いわば“半官半民”のもので、公的年金の性格と私的年金である企業年金の性格と異なった二つの性格をあわせもった代行制度を採用しているからである。

とりわけ、財政方式について、厚生年金本体が実質的には賦課方式(修正積立方式)であるのに対し、基金は完全積立方式を採っているところに根本的な問題がある。

(6) 本年9月の政令改正により、10月1日から、前述の厚生年金基金の免除保険料率および代行部分の最低責任準備金が凍結された。

今回の措置は、厚生年金保険料の引上げが凍結されている期間中に講じられるやむを得ない措置と位置づけられるものの、基金財政面からみると結果としてその健全性を著しく失わせることになり、また、最低責任準備金の凍結解除後の取扱いが全く明示されていないため、企業の将来に対する不安を大きくしている。

(7) 以上のことから、既設基金の代行部分を国へ返上できる仕組みを新たに設けることが必要である。あわせて、代行なし基金の新規設立を認めることや厚生年金基金制度から適格退職年金制度への移行ができるようにすることも必要である。

## 2. 代行返上の具体的提案

### (1) 代行部分

#### 返上先

代行部分を国(=厚生年金本体)へ返上する

現行制度では基金の解散の場合、年金原資を厚生年金基金連合会に移管することになっている。しかし、代行部分の返上の場合、本来の公的年金制度である厚生年金本体へ返上し、返上後の給付は、厚生年金本体が行うものとする。

#### 代行返上に伴う返還額

国へ返還すべき代行部分の積立金は、最低責任準備金相当額とする

現行制度で基金を解散した場合、代行部分については、非継続基準の最低責任準備金を厚生年金基金連合会へ移管することとされているので、この考え方に準じて最低責任準備金相当額を返還することとする。

(注) 現在、最低責任準備金の凍結期間中の取り扱いについては、平成11年9月の政令改正により「平成11年9月末の最低責任準備金の額」(凍結期間中は予定利

率は 5.5%とされている)に「それ以降発生した収入額」を加え「それ以降発生した支出額」を控除した額とし、算定上の利息は厚生年金本体の運用利回りの実績(確定した直近の値)で付利した額とされている。

#### 返還の方法

マーケットに影響を与えないようにする

- ・ 国に返還された資金は、再び民間の運用機関に環流するようにし、マーケットに影響を与えないようにする。
- ・ 現在委託している運用機関からの資金の回収が急激にならないよう、現物移管も認めるようにする。

(2) 代行部分返上後のプラスアルファ部分の取扱い代行部分を返上した残りの部分(プラスアルファ部分)について、次の ~ のいずれの方法も可能なようにする。

現行厚生年金基金制度の特別な仕組みとして存続させる

この特別な仕組みは、代行部分を持たないので、給付現価を代行部分の3割以上とすること、終身年金を原則とすること等の現行制度での規制は、緩和、或いは撤廃すべきであり、労使が自主的に決定するものとする。

プラスアルファ部分の年金資産を非課税で適格退職年金制度へ移行できるようにする  
プラスアルファ部分の年金資産を非課税で確定拠出型年金制度へ移行できるようにする

代行部分のないプラスアルファ部分のみの基金を新設できるようにする

(3) 代行返上措置の実施時期

退職給付債務についての新会計基準の適用(2001年3月期決算)に間に合うようにすることとする